

○ 廿日市市測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱

平成 12 年 4 月 1 日

告示第 32 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日告示第 126 号

平成 23 年 6 月 1 日告示第 116 号

平成 24 年 3 月 28 日告示第 56 号

平成 24 年 10 月 12 日告示第 231 号

令和 2 年 9 月 29 日告示第 215 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注する土木建築に関する工事に係る測量・建設コンサルタント等業務について、その目的及び内容に最も適した受託者を公正かつ的確な手続で選定し、発注することにより、業務の円滑で適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において測量・建設コンサルタント等業務（以下「委託業務」という。）とは、次に掲げるものの請負又は受託を行う業務をいう。

(1) 測量

土木建築に関する工事に係る測量（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量をいう。）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

建築に関する工事の設計又は監理及び建築に関する工事に係る調査、企画、立案又は助言

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土木に関する工事の設計又は監理及び土木に関する工事に係る調査、企画、立案又は助言

(4) 地質調査業務

地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することによる、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

公共事業に必要な土地の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務

(6) その他

土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案又は助言（前各号に掲げるものを除く。）

2 前項各号（以下「業務分野」という。）は、その内容に応じた業務部門に細分し、その部門別の具体的な内容は別表第1の例示のとおりとする。

（競争入札参加資格審査）

第3条 廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号。以下「契約規則」という。）第3条第1項の一般競争入札に参加する者に必要な資格及び第19条第1項の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」と総称する。）は、市に対して入札参加資格審査申請を提出した業者につき、入札参加を希望する業務部門ごとに、次に掲げる事項を総合的に審査し決定する。

(1) 年間平均実績高

(2) 自己資本額

(3) 有資格者数

(4) 営業年数

2 前項の競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）について必要な事項は、市長が別に定める。

（競争入札参加資格の審査の実施）

第4条 資格審査申請は、原則として2年ごとの定期に受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する定期の受付の終了後から次期の定期の受付の開始前までの期間については、期間を定めて、臨時に資格審査申請を受け付けることができるものとする。ただし、競争入札参加資格を有すると認定した業者（以下「有資格者」という。）が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始決定を受けたとき若しくは更正計画認可決定を受けたとき又は有資格者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けたとき若しくは再生計画認可決定を受けたときは、随時に資格審査申請を受け付けるものとする。

3 競争入札参加資格に係る審査の実施を決定したときは、次に掲げる資格審査申請の方法等を公告するものとする。

- (1) 競争入札参加資格及びその有効期間
  - (2) 資格審査申請の受付期間
  - (3) 受付場所
  - (4) 資格審査申請に必要な提出書類並びにその提出期限及び提出先
  - (5) 資格審査申請の申請方法
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、資格審査申請に際して必要と認める事項
- (競争入札参加資格審査機関の設置)

第5条 申請業者の競争入札参加資格を審査するため、廿日市市競争入札参加者審査会（以下「入札参加者審査会」という。）を置く。

2 入札参加者審査会の所掌事務その他必要な事項については、廿日市市競争入札参加者審査会設置要領（昭和20年4月1日制

定。)に定める。

(審査結果の通知)

第6条 市長は、契約規則第3条第3項及び第19条第2項の規定に基づく審査結果を申請業者に対して通知するものとする。

2 前項の場合において、競争入札参加資格を有しないと認定した申請業者に対しては、同項の通知にその理由を付さなければならない。

(競争入札参加資格の有効期間)

第7条 第3条第1項の規定に基づき資格を有すると認定した競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格を認定した日から第4条第1項の規定により受付を行う次期の競争入札参加資格の認定の日までとする。

(競争入札参加資格の承継)

第8条 有資格者の競争入札参加資格の承継の事務手続きについては、廿日市市競争入札参加資格承継承認事務取扱要領（平成24年告示第223号）に定める。

(競争入札参加資格申請事項の変更の届出)

第9条 市長は、有資格者に次に掲げる事項について変更があった場合には、速やかに別表第2に掲げる書類等を添えて、当該変更事項を届け出させるものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地
- (3) 営業所等の名称
- (4) 営業所等の所在地
- (5) 本店又は営業所等の電話番号等
- (6) 登録の更新、変更、廃業等
- (7) 代表者
- (8) 受任者

( 9 ) 契約権限等の委任を伴う営業所等の新設

( 1 0 ) 実印

( 1 1 ) 契約印 ( 使用印 )

( 競争入札参加資格の取消し )

第 1 0 条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、競争入札参加資格を取り消すものとする。

( 1 ) 競争入札参加資格の認定をしている業務分野又は業務部門に関し、当該業務を行うために必要な法令による登録を有しないこととなった旨の届出をせず、本市の競争入札の参加者、地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。 ) 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約の見積参加者又は同項第 2 号及び第 5 号から第 9 号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになったとき。

( 2 ) 資格審査申請時に提出した書類等が偽装されたものであることが明らかになったとき。

( 3 ) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、当該業者に対して書面によりその旨を通知するとともに、商号又は名称、資格取消日及び理由を公表するものとする。ただし、有資格者から、同項第 3 項の申出があったときは、当該有資格業者に対する書面による通知及び公表を行わないものとする。

3 市長は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき競争入札参加資格を有しないこととなったときはその事実が生じた後 2 年間、同項第 3 号の規定に基づき競争入札参加資格を有しないこととなったときは当該競争入札参加資格の満了の日までの間、当該者に係る資格審査申請を認めないものとする。

4 競争入札参加資格の取消しは、原則として競争入札参加資格を有するすべての業務部門を対象とする。ただし、有資格者から、

第 1 項第 3 号の申出があったときは、当該届出又は申出のあった業務部門のみを対象とする。

（競争入札参加資格者名簿の調製）

第 1 1 条 契約規則第 3 条第 3 項及び第 1 9 条第 2 項の規定により作成する名簿（以下「資格者名簿」という。）は、原則として、第 4 条第 1 項に規定する定期の受付に係る認定の際に調製するものとする。ただし、同条第 2 項の規定による審査を実施した場合その他資格者名簿を変更する必要がある場合は、この限りでない。

（発注方法）

第 1 2 条 受託業務の発注方法は、次の方式のうちから選択するものとする。

（ 1 ） 競争入札方式（公募又は指名）

複数の受託候補者（受託者を選定するための手続への参加者をいう。以下同じ。）による入札により受託者を決定する方式

（ 2 ） プロポーザル方式（公募又は指名）

業務の内容が技術的に高度又は専門的な技術が要求される場合に、複数の受託候補者に実施方法等について技術的な提案を求め、その内容に基づいて契約の相手方として最適な者を特定した上で、令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を行う方式

（ 3 ） 設計競技方式（公募又は指名）

象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を特に重視する必要がある場合に、複数の受託候補者に具体的な計画案又は設計案等の提出を求め、最適な案を特定した上で、その案の提案者と令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を行う方式

（ 4 ） 特命随意契約方式

委託業務の条件、内容等に最も適した者と令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式（前2項によるものを除く。）

（5） その他の随意契約方式

令第167条の2第1項（第2号を除く。）の規定に基づく随意契約を行う方式

- 2 前項の発注方法は、指名競争入札方式を基本とし、設計金額、業務内容等に応じて他の方法を選択するものとする。ただし、プロポーザル方式、設計競技方式及び公募型競争入札方式は、それぞれの方式により発注することが必要であると認められる業務のうちから、当該業務を所管する部局長が指定するもの（以下「指定業務」という。）について行うものとする。

（受託候補者の選定基準等）

- 第13条 受託候補者の選定は、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

- 2 受託候補者は、委託業務の内容に応じて、第11条の資格者名簿に登載されている有資格者のうちから選定するものとする。ただし、令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を結ぶ場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。なお、委託業務がそれぞれ異なる業務部門に該当する要素を複合したものである場合、当該委託業務の受託候補者及び受託者は、その要素のうち主要な要素が該当するすべての業務部門の有資格者でなければならない。また、委託業務又はその単一の構成要素が複数の業務部門に該当する場合、その受託候補者及び受託者は、該当するいずれかの部門の有資格者であればよいものとする。
- 3 受託候補者は、原則として、発注業務の請負対象設計金額が当該業務に属する業務分野（複数の分野にまたがる業務の場合は設

計金額の構成割合が最も大きい分野とする。)の年間平均実績高を上回る有資格者のうちから選定するものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、受託候補者の選考は、発注しようとする業務の将来予想される全体の業務量や業務内容及び発注業務の予定金額等を踏まえ、次に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。ただし、指名競争入札方式による場合の個々の事項の取扱いは、別表第3によるものとし、他の発注方法による場合はこれに準じて取り扱うものとする。なお、公募型競争入札方式による場合は、他の入札参加希望者と一定の資本的関係又は人的関係にある者でないことを入札に参加しようとする者に必要な資格の要件とする。

- (1) 不正又は不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 経営状況
- (3) 安全管理及び労働福祉の状況
- (4) 当該業務遂行についての技術的適性
- (5) 技術者の状況
- (6) 過去の受注実務の成果に対する評価
- (7) 当該業務遂行についての経験
- (8) 手持業務の状況
- (9) 関連業務の実施状況
- (10) 当該業務に対する地理的条件

- 5 入札前において、現に指名している受託候補者について前項各号に掲げる事項に関し不適正な事実が生じた場合には、当該受託候補者の指名を取り消すものとする。

(指名業者の数)

- 第14条 指名競争入札方式により発注する場合における選定する指名業者の数の標準は、おおむね別表第4のとおりとする。

(選定基準の例外)



第 15 条 緊急を要する業務、特別の技術を要する業務及び地域の実情その他特別の理由がある場合は、前条の規定にかかわらず、当該業務に必要な指名業者を選定することができる。

(選定手続)

第 16 条 委託業務の発注に係る発注方法の選定、受託候補者の選定及び受託者の特定は、総務部契約課において行うものとする。ただし、指定業務については、当該業務を所管する担当課において選考を行うものとする。

(選考委員会の設置)

第 17 条 市長は、受託候補者を厳正かつ公正に選考するため、必要に応じて受託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

第 18 条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 契約課長

(4) その他副市長が必要と認めた部長、課長及び職員

(会長及び副会長)

第 19 条 選考委員会の会長は、副市長をもって充て、副会長は、総務部長をもって充てる。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 選考委員会の会議は、会長が第 18 条各号に掲げる構成員のうち、議事に関係のある委員のみ招集するものとする。

2 選考委員会は、議事に関係のある委員の過半数が出席しなければ

ば、会議を開くことができない。

3 選考委員会の会議は、審議中は公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてならない。

(受託業者の選考手続)

第21条 選考委員会は、必要に応じて、選考業者又は随意契約の相手方の選考に関して、審査することができる。

(選考委員会の庶務)

第22条 選考委員会の庶務は、第12条第1項第1号は総務部契約課、同条第2号から第5号は担当課において処理する。

(見積期間等の確保)

第23条 委託業務を発注しようとするときは、建設工事の例に準じ、見積期間を十分に確保するものとする。

(入札等の取扱い)

第24条 委託業務の入札等は、契約規則その他の関係規定を遵守するとともに、建設工事の例に準じて実施するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第126号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月1日告示第116号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日告示第56号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月12日告示第231号)

この要綱は、平成24年10月12日から施行する。

附 則（令和２年９月２８日告示第２１５号）

この告示は、令和２年１０月１日から施行する。

別表第 1 （第 2 条 関係）

業務分野別の部門及び部門別業務内容の例示

| 分野                                                 | 部門       | 部門別業務内容の例示（又は分野の定義）                     |
|----------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------|
| 測 量                                                | （分野の定義）  | 土木建築に関する工事に係る測量（測量法第 3 条の測量をいう。）        |
|                                                    | 1 測量一般   | 測量（地図の調製又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）         |
|                                                    | 2 地図の調製  | 測量の成果を用いて行う地図の作成                        |
|                                                    | 3 航空測量   | 航空機等を使用して空中から行う測量                       |
| 建 築<br>関 係<br>建 設<br>コ ン<br>サ ル<br>タ ン<br>ト 業<br>務 | （分野の定義）  | 建築に関する工事の設計又は監理及び調査、企画、立案、助言            |
|                                                    | 1 建築一般   | 建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理（建築物の設計又は監理を含む。） |
|                                                    | 2 意匠     | 建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計                  |
|                                                    | 3 構造     | 建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計                  |
|                                                    | 4 暖冷房    | 建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理       |
|                                                    | 5 衛生     | 建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理       |
|                                                    | 6 電気     | 建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理          |
|                                                    | 7 建築積算   | 建築工事に関する積算                              |
|                                                    | 8 機械設備積算 | 建築工事に係る機械設備の積算                          |
|                                                    | 9 電気設備積算 | 建築工事に係る電気設備の積算                          |

|                                                    |                |                                                                                                   |
|----------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                    | 1 0 調 査        | 上記各号以外の建築工事に係る調査                                                                                  |
| 土 木<br>関 係<br>建 設<br>コ ン<br>サ ル<br>タ ン<br>ト 業<br>務 | (分野の定義)        | 土木に関する工事の設計又は監理及び調査、企画、立案又は助言                                                                     |
|                                                    | 1 河川、砂防及び海岸・海洋 | 治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理 |
|                                                    | 2 港湾及び空港       | 港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理                                    |
|                                                    | 3 電力土木         | 電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理                                     |
|                                                    | 4 道路           | 道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理                                                  |
|                                                    | 5 鉄道           | 鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理                                        |
|                                                    | 6 上水道及び工業用水道   | 上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理                            |
|                                                    | 7 下水道          | 下水道計画に関する調査、企画、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理                                                   |
|                                                    | 8 農業土木         | かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する                                                                          |

|    |             |                                                                                         |
|----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|    |             | る調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                              |
| 9  | 森林土木        | 治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                           |
| 10 | 水産土木        | 漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理                      |
| 11 | 廃棄物         | 廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理                                |
| 12 | 造園          | 公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理                                    |
| 13 | 都市計画及び地方計画  | 都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                 |
| 14 | 地質          | 事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案又は助言                                                             |
| 15 | 土質及び基礎      | 事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎又は土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| 16 | 鋼構造及びコンクリート | 事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理        |
| 17 | トンネル        | 事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企                                                                 |

|                   |                   |                                                                                                        |
|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | ル                 | 画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                                                         |
|                   | 1 8 施工計画、施工設備及び積算 | 事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事实施の監理又は工事实施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント                                    |
|                   | 1 9 建設環境          | 前記 6 から 1 1 を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理 |
|                   | 2 0 機械            | 事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理                                                   |
|                   | 2 1 電気電子          | 事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理                                                    |
| 地 質<br>調 査<br>業 務 | (分野の定義)           | 地質又は土質について調査し、計測し、解析し、判定することによる、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提出及びこれに付随する業務                   |
|                   | 1 地質調査            | 土木若しくは建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務                                                               |
| 補 償<br>関 係<br>コ ン | (分野の定義)           | 公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用若しくはこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務                                                         |
|                   | 1 土地調査            | 土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等                                              |

|                                 |   |         |                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サ<br>ル<br>タ<br>ン<br>ト<br>業<br>務 | 2 | 土地評価    | (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定<br>(2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定                                                                                                   |
|                                 | 3 | 物件      | (1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生じる損失に関する調査及び補償金算定<br>(2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定                                                                                          |
|                                 | 4 | 機械工作物   | 機械工作物に関する調査及び補償金算定                                                                                                                                                                          |
|                                 | 5 | 営業・特殊補償 | (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定<br>(2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定                                                                                                                                       |
|                                 | 6 | 事業損失    | 事業損失（事業施行中又は事業施行後における日陰等により生じる損害等をいう。）に関する調査及び費用負担の算定                                                                                                                                       |
|                                 | 7 | 補償関連    | (1) 意向調査（事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。）、生活再建調査（公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。）その他これらに関する調査<br>(2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整<br>(3) 事業認定申請図書等（起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料及び協議の完了に伴う本申請図書等）の作成 |
|                                 | 8 | 総合補償    | (1) 公共用地取得計画図書の作成業務                                                                                                                                                                         |



|      |         |                                                                                                                                                                                           |
|------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |         | <p>(2) 公共用地取得に関する工程管理業務</p> <p>(3) 補償に関する相談業務</p> <p>(4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務</p> <p>(5) 公共用地交渉業務（関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務）</p> |
| その他の | (分野の定義) | 土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案又は助言（前記各号に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                 |
|      | 1 不動産鑑定 | 不動産の鑑定評価（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条に規定するものをいう。）                                                                                                                                      |
|      | 2 登記手続等 | 土地家屋調査（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定するものをいう。）、不動産の登記及びそれに付随する業務、公共事業に伴う補償に関する調査等                                                                                                           |
|      | 3 その他   | 前記各号に掲げるものを除く、電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、水質大気等の分析・解析等                                                                                                                           |

別表第 2 （第 9 条 関係）

競争入札参加資格申請事項の変更の届出の添付書類

|     | 変更事項               | 添付書類              |
|-----|--------------------|-------------------|
| 1   | 商号又は名称             | 登記事項証明書、印鑑証明書、委任状 |
| 2   | 本店の所在地             | 登記事項証明書           |
| 3   | 営業所等の名称            | 委任状               |
| 4   | 営業所等の所在地           | 委任状               |
| 5   | 本店又は営業所等の電話番号等     | 不要                |
| 6   | 登録の更新、変更、廃業等       | 許可書等              |
| 7   | 代表者                | 登記事項証明書           |
| 8   | 受任者                | 委任状               |
| 9   | 契約権限等の委任を伴う営業所等の新設 | 委任状               |
| 1 0 | 実印                 | 印鑑証明書、委任状         |
| 1 1 | 契約印（使用印）           | 使用印鑑届又は委任状        |

別表第 3（第 13 条関係）

指名競争入札における指名業者選定における留意事項

| 勘案事項                           | 運用基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 不正又は不誠実な行為の有無その他の信用状態</p> | <p>指名しようとする業者の不誠実な行為及び信用状態については、次のことを基本とする。</p> <p>（不誠実な行為）</p> <p>市との業務委託契約条項に違反し、又は指示等に従わないとき。</p> <p>（信用状態）</p> <p>1 集团的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織との関わりが認められるとき。</p> <p>2 業者及びその主要な職員（以下「業者等」という。）が暴力行為等による嫌疑を受けたとき。</p> <p>3 業者等が選挙違反の嫌疑を受けたとき。</p> <p>4 租税の滞納その他税法上の処分を受け又は嫌疑を受けたとき。</p> <p>5 業者等が業務に関し関係者に迷惑を及ぼす行為があったとき。</p> <p>（その他）</p> <p>1 「廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱」（平成 9 年告示第 25 号）の指名業者の選定対象から除外する者の各号に掲げる事由に該当するには至らないまでも、これらに準じるような疑いがあると認められるとき。</p> <p>2 その他市民に不信の念を抱かせるような行為があったとき。</p> |
| <p>2 経営状況</p>                  | <p>指名しようとする業者の経営状況については、各種情報を収集のうえ、内容の審査・分析を行うなど実態把握</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                    |                                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | に努め、指名の参考に資するものとする。                                                                                                                                                      |
| 3 安全管理及び労働福祉の状況    | <p>指名しようとする業務の安全管理及び労働福祉の状況については、次のことを基本とする。</p> <p>1 最近6か月において、自己の責に帰する理由により労働災害及び公衆災害を発生させたことがないこと。</p> <p>2 最近6か月において、賃金不払い（労働基準法に違反して、労働基準局から指摘を受けた事実をいう。）がないこと。</p> |
| 4 当該業務遂行についての技術的適性 | <p>発注しようとする業務が特殊な業務で特殊な技術的能力及び機械を必要とする場合、これらの保有状況などについて調査し、業務遂行能力を有することの確認を行い指名することを基本とする。</p>                                                                           |
| 5 技術者の状況           | <p>発注しようとする業務が適正に遂行されるために、業務の難易度に応じて、必要な専門的知識、経験及びそれらの応用能力を有する技術者が名義貸し等もなく適正に確保されていることを基本とする。</p>                                                                        |
| 6 過去の受注実務の成果に対する評価 | <p>成果品がそのまま設計等に活用できたか、また、追加の業務を発注する必要が生じた等を勘案し、特に過去の成績が優秀な業者については、指名選定に配慮するものとする。</p>                                                                                    |
| 7 当該業務遂行についての経験    | <p>直前2年の間に、発注しようとする業務と同種かつ同等規模以上の業務について国、都道府県、市町村又はこれらに準じる者と委託契約を締結し、誠実に履行していることを基本とする。</p>                                                                              |
| 8 手持業務の状況          | <p>発注機関において既に契約している業務の件数及び金額の状況などを勘案し、手持業務量が発注しようとする業務の適正な遂行を妨げるおそれがないことを基本とする。</p>                                                                                      |

|                  |                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>なお、発注しようとする業務に必要な管理技術者が配置できない者は指名しない。ただし、この判定は設計金額により行うものとし、設計金額が2,500万円以上の業務は当該業務以外の他の業務は兼務できないものとして整理する。</p>                                                                                                        |
| 9 関連業務の実施状況      | <p>発注しようとする業務に関する次の業務を実施している業者で業務成績が良好な者については、指名選定に配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該業務に継続する従前の業務（概略調査・設計や予備調査・設計など）</li> <li>2 密接な関連のある他の業務（道路事業と河川事業が輻輳する場合や国・県などの事業と密接に関連する事業を実施する場合など）</li> </ol> |
| 10 当該業務に対する地理的条件 | <p>本店、支店又は営業所の所在地及び従来からの受注実績等から、その地域の特性に精通し、発注しようとする業務の遂行能力を有すると認められる者については、指名選定に配慮する。</p> <p>また、業務遂行能力を有する県内・市内業者については、積極的に指名する。</p>                                                                                    |

別表第4（第14条関係）

指名業者選定標準表

| 請負対象設計金額            | 選定する業者の数の標準数 |
|---------------------|--------------|
| 500万円未満             | 5人以上         |
| 500万円以上 1,000万円未満   | 7人以上         |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | 8人以上         |
| 3,000万円以上 5,000万円未満 | 10人以上        |
| 5,000万円以上 1億円未満     | 12人以上        |
| 1億円以上               | 15人以上        |